

## 自動車検査証の有効期間の満了する日の伸長を希望される方へ

令和2年9月7日、台風10号の影響により、九州運輸局管内のすべての運輸支局・自動車検査登録事務所を閉庁しました。

その影響等をかんがみ、道路運送車両法第61条の2の規定を適用し、下記の自動車を対象として、自動車検査証の有効期間の満了する日を伸長します。

### ① 対象となる自動車

自動車検査証の有効期間の満了する日	使用の本拠の位置
◆ <u>令和2年9月6日～同年9月13日</u>	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 山口県

◇ お車によっては、有効期間伸長のお申し出をいただくことによりエコカー減税の適用を受けることができます

\* 有効期間の満了する日から起算して15日を経過する日までに、自動車検査証の交付を受けた場合に免税等措置の対象となります

### ② 措置内容

自動車検査証の有効期間の満了する日を、  
**令和2年9月14日**へ伸長します。

### ③ 留意点

自動車損害賠償責任保険は伸長されないため、無保険期間が生じないように  
**継続して契約してください。**

◇ 遡及しての継続契約の締結手続きは、令和2年9月14日を限度として猶予されます

### ④ 伸長をご希望の方

受付窓口担当へ、**伸長のご意向をお申し出ください。**

自動車検査証の有効期間の伸長について



国土交通省 検査手続

検索

九州運輸局 佐賀運輸支局



同時発表 国土交通省自動車局

令和2年9月7日

### 自動車検査証の有効期間の伸長について

令和2年9月7日、台風第10号の接近により、九州運輸局管内のすべての運輸支局・自動車検査登録事務所（以下、「運輸支局等」という。）を閉庁したところです。

その影響等をかんがみ、運輸支局等が管轄する地域に使用の本拠を有する自動車のうち、自動車検査証の有効期間が令和2年9月6日から同年9月13日までの自動車について、令和2年9月14日まで自動車検査証の有効期間を伸長します。

令和2年9月7日、台風第10号の接近により、九州運輸局管内のすべての運輸支局等においては、利用する皆様方の安全に配慮し庁舎を閉庁したところです。

また、台風第10号の影響を受け避難所等への避難を余儀なくされている状況にあります。

このため、運輸支局等が管轄する地域に使用の本拠の位置を有する自動車は、継続検査を受けることが困難となり、自動車検査証の有効期間が切れ、その使用に支障が生じるおそれがあります。

したがって、道路運送車両法第61条の2の規定を適用し、以下のとおり自動車検査証の有効期間を伸長することとし、令和2年9月8日付けで公示することとしましたのでお知らせします。

#### ○ 対象となる自動車

福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県に使用の本拠を有する自動車のうち、自動車検査証の有効期間の満了日が令和2年9月6日から同年9月13日までのもの

#### ○ 伸長後の有効期間満了日

自動車検査証の有効期間の満了する日を、令和2年9月14日まで伸長

#### ○ 継続検査の手続き

対象となる自動車については、令和2年9月14日までに継続検査を受検すれば引き続き自動車をご使用いただけます。

なお、有効期間の伸長による自動車検査証の記載変更の手続きは不要です。

#### ○ 自動車損害賠償責任保険（共済）の手続き（締結手続の特例措置）

継続検査を受検するまでに保険契約期間の終期が到来する保険契約については、継続契約の締結手続きが9月14日を限度として猶予されます。

# News Release



国土交通省九州運輸局

詳しくは、契約先の自動車損害賠償責任保険（共済）代理店等にご相談ください。

運輸と観光で九州の元気を創ります

<お問い合わせ先>

九州運輸局

自動車技術安全部技術課

担当：後藤、土屋

電話092-472-2539

FAX092-472-2916





### (参考1) 自動車検査証の有効期間の伸長措置

対象地域	対象となる有効期間の満了する日	伸長後の有効期間の満了する日
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び山口県の全域	令和2年9月6日 ～ 9月13日	令和2年9月14日

### (参考2) 参照条文

道路運送車両法（昭和26年 法律第185号）（抜粋）

第61条の2 国土交通大臣は、一定の地域に使用の本拠の位置を有する自動車の使用者が、天災その他やむを得ない事由により、継続検査を受けることができないと認めるときは、当該地域に使用の本拠の位置を有する自動車の自動車検査証の有効期間を、期間を定めて伸長する旨を公示することができる。

2 前項の公示があつた場合には、当該地域に使用の本拠の位置を有する自動車の自動車検査証の有効期間は、公示の定めるところにより伸長したものとみなす。

### (参考3) 自動車検査証の有効期間を伸長した最近の例

- 令和2年7月豪雨災害による被害に伴い、熊本県の一部地域に使用の本拠の位置を有する自動車のうち、自動車検査証の有効期間が令和2年7月4日から9月3日までの自動車について、令和2年9月4日まで自動車検査証の有効期間を伸長。
- 令和2年7月豪雨災害による被害に伴い、大分県の一部地域に使用の本拠の位置を有する自動車のうち、自動車検査証の有効期間が令和2年7月6日から9月3日までの自動車について、令和2年9月4日まで自動車検査証の有効期間を伸長。
- 令和2年7月豪雨災害による被害に伴い、岐阜県の一部地域に使用の本拠の位置を有する自動車のうち、自動車検査証の有効期間が令和2年7月8日から9月3日までの自動車について、令和2年9月4日まで自動車検査証の有効期間を伸長。
- 令和2年7月豪雨災害による被害に伴い、島根県の一部地域に使用の本拠の位置を有する自動車のうち、自動車検査証の有効期間が令和2年7月13日から8月3日までの自動車について、令和2年8月4日まで自動車検査証の有効期間を伸長。
- 令和2年7月豪雨災害による被害に伴い、佐賀県の一部地域に使用の本拠の位置を有する自動車のうち、自動車検査証の有効期間が令和2年7月6日から8月3日までの自動車について、令和2年8月4日まで自動車検査証の有効期間を伸長。
- 令和2年7月豪雨災害による被害に伴い、鹿児島県の一部地域に使用の本拠の位置を有する自動車のうち、自動車検査証の有効期間が令和2年7月4日から8月3日までの自動車について、令和2年8月4日まで自動車検査証の有効期間を伸長。



- 令和2年7月豪雨災害による被害に伴い、熊本県の一部地域に使用の本拠の位置を有する自動車のうち、自動車検査証の有効期間が令和2年7月6日から8月3日までの自動車について、令和2年8月4日まで自動車検査証の有効期間を伸長。
- 令和2年7月豪雨災害による被害に伴い、岐阜県の一部地域に使用の本拠の位置を有する自動車のうち、自動車検査証の有効期間が令和2年7月8日から8月3日までの自動車について、令和2年8月4日まで自動車検査証の有効期間を伸長。
- 令和2年7月豪雨災害による被害に伴い、長野県の一部地域に使用の本拠の位置を有する自動車のうち、自動車検査証の有効期間が令和2年7月8日から8月3日までの自動車について、令和2年8月4日まで自動車検査証の有効期間を伸長。
- 令和2年7月豪雨災害による被害に伴い、大分県の一部地域に使用の本拠の位置を有する自動車のうち、自動車検査証の有効期間が令和2年7月6日から8月3日までの自動車について、令和2年8月4日まで自動車検査証の有効期間を伸長。
- 令和2年7月豪雨災害による被害に伴い、熊本県及び鹿児島県の一部地域に使用の本拠の位置を有する自動車のうち、自動車検査証の有効期間が令和2年7月4日から同年8月3日までの自動車について、令和2年8月4日まで自動車検査証の有効期間を伸長。  
また、福岡県の一部地域に使用の本拠の位置を有する自動車のうち、自動車検査証の有効期間が令和2年7月6日から同年8月3日までの自動車について、令和2年8月4日まで自動車検査証の有効期間を伸長。
- 令和2年7月豪雨災害による被害に伴い、熊本県及び鹿児島県の一部地域に使用の本拠の位置を有する自動車のうち、自動車検査証の有効期間が令和2年7月4日から同年7月19日までの自動車について、令和2年7月20日まで自動車検査証の有効期間を伸長。

(参考4) 九州運輸局管内の各運輸支局長の公示